

主計町地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		主計町地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域		主計町の全部（伝統的建造物群保存地区の範囲）
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約0.6ha
まちづくりの目標		<p>本地区は、「主計町茶屋街」として今も茶屋が軒を連ね、明治から大正、昭和戦前期にかけて界わいが大いに賑わった時代の極めて貴重な伝統的町並みを今に伝えている。</p> <p>これらの伝統的建造物とその町並みの文化的価値を保存するとともに、そこに息づく伝統文化に彩られたなりわいと歴史的環境を守り育てることによって、地区の文化的向上を図ることを目標とする。</p>
まちづくりの方針		茶屋街としての文化的連続性と茶屋建築が集積する伝統的建造物群保存地区としての文化的価値の維持と保全を図る。
住み良いまちづくりを推進するため必要な事項	用途の制限	<p>次に掲げる建築物等の建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）をしてはならない。ただし、(7)については、平成28年5月20日に建築物が存する敷地について、同敷地での同用途の建築についてはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法という。）第2条第1項第1号（キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業に限る。）及び第2号から第5号まで（低照度飲食店、区画席飲食店、まあじゃん屋等及びゲームセンター等）に掲げる営業の用に供するもの 風営法第2条第7項、第8項及び第10項に定めるものの営業の用に供するもの ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類する運動施設並びに自動車教習所及び畜舎 勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの及びカラオケボックスでコンテナ形式のもの 倉庫業を営む倉庫 工場で床面積の合計が50㎡を超えるもの 建築物の居住部分を除く主な用途が物品販売業を営む店舗であるもの
	建築物等の形態又は制限	<p>（建築物等） 主計町伝統的建造物群保存地区保存計画による</p> <p>（屋外広告物等） 屋外広告物等は、自家広告であり、かつ地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫した地域の伝統的景観に資するもので、次に該当するものとする。ただし、主計町まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が認めるもの（第1号及び第3号に係るものを除く。）については、この限りでない。また、茶屋街の風情を感じさせるあんどん型の広告物を設置するように努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 屋根面及び屋上に設置しないもの 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの 電光表示装置でないもの 屋内から外部に向けての広告物でないもの 壁面に表示する場合は、広告物の上端は5m以下とし、合計表示面積は4㎡以下とする。 外壁から張り出して設置する場合は、1建築物につき1箇所までとする。また、外壁面からの張り出しは1m以内とし、表示面積は1㎡以下とする。 独立広告物等を設置する場合は、高さは地盤面から1m以下とし、1面当たりの表示面積は0.5㎡以内で、かつ、合計表示面積は1㎡以下とする。 広告物全体の合計表示面積は、4㎡以下とする。 のぼり及び旗状でないもの

	土地利用等の限	<p>(1) 屋外に自動販売機及び商品陳列ワゴン等は、設置しない。</p> <p>(2) 新たに（従前の用途を変更する場合を含む。）土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者は、事前に協議会と協議しなければならない。</p>
そ の 他		<p>(1) 土地又は建築物等を所有、活用及び利用する者は、茶屋街としての文化、品格及び風情を損なわないよう努めるものとする。</p> <p>(2) 土地又は建築物等を売却又は貸与しようとする者は、事前に協議会に連絡をしなければならない。</p> <p>(3) 物品販売店舗（日用品の販売を目的とする店舗等を除く。）では、主に伝統的工芸品等専ら金沢にゆかりのある物品を販売するものとする。</p> <p>(4) 住民等（土地又は建築物等を利用し、又は活用する者を含む。）は、地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をするとともに、良好な近隣関係の醸成に努めなければならない。</p> <p>(5) 浅野川の清流保全に努めるものとし、水面に映る風情ある夜間景観にも配慮するものとする。</p> <p>(6) 復活した町名の由来や意義を活かしたまちづくりを推進し、後世に継承するように努めるものとする。</p> <p>(7) 自動車が行歩者への脅威とならないよう、走行速度の低減、違法駐車等の抑制等を呼び掛けるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に住民等が自ら努めるものとする。</p> <p>(8) 新たな駐車場（自家用を除く。）の設置を行わないよう住民等が自ら努めるものとする。</p> <p>(9) やむを得ず駐車場を運営する場合は、表示及び広告物等は茶屋街としての景観を損なわないよう努めるとともに、乗り入れ部分以外の箇所に垣又は柵を設けるよう努めるものとする。</p> <p>(10) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど、火災の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。</p> <p>(11) 悪臭及び騒音等による生活環境の悪化防止に努めるものとする。また、苦情があったときは、誠意をもって対応しなければならない</p> <p>(12) 路上での飲食、煙草やゴミのぼい捨て及び自転車等の駐車がないう努めるものとする。</p> <p>(13) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。</p> <p>(14) 建築物の格子を覆い隠す行為（協議会が認めるものを除く。）をしてはならない。</p>

- このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、平成 18 年 4 月 25 日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成 28 年 5 月 20 日及び平成 29 年 3 月 30 日に一部変更しました。

- これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」、「金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。